

そのだ居宅介護支援事業所運営規程

第1条 （事業の目的）

医療法人社団 苑田会が開設するそのだ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 （運営の方針）

- 一 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって 援助を行う。
- 二 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 三 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 （事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 そのだ居宅介護支援事業所
- 二 所在地 東京都足立区保木間四丁目15番16号

第4条 （職員の職種、員数及び職務内容）

当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

管理者は主任介護支援専門員でなければならない。その際3年間の経過措置期間を設けることとする。（令和9年3月31日まで）

※ただし、不測の事態等により管理者を変更する際、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、別添「管理者確保のための計画書」を届け出ることにより、例外的に管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年猶予します。

※不測の事態の主な例は次のとおりとなります。

1 本人の死亡 2 長期療養など健康上の問題の発生 3 急な転勤など

- 二 介護支援専門員
常 勤 職 員 3名以上
非常勤職員 0名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

第5条 （営業日及び営業時間）

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日 月曜日から土曜日まで
- 二 営 業 時 間 午前9時から午後5時までとする。

ただし、日、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。

第6条 （指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等） 解決

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題の分析について使用する課題分析票は課題分析標準項目（23項目）に準じている物を用いる。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリグ」）

するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

- 三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る)の心身の状況等により主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会

などにより意見を求めることができるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

- 1 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費（公共交通機関等）はその実額を徴収する。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

第7条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、足立区、草加市の区域とする。その他の地域については要相談とする。

第8条 （相談・苦情対応）

当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

第9条 （事故処理）

- 一 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 二 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 三 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第10条 （個人情報の保護）

- 一 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 二 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第11条 （オンラインツール等を活用した会議の開催）

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

第12条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じる。

- 一 虐待防止に関する担当者、及び責任者を選定する。
- 二 介護支援専門員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を年1回以上実施する。
- 三 虐待防止のために対策を検討する委員会を設立し年1回以上開催する。
- 四 虐待防止のための指針を作成し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現することに努める。
- 五 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報する。

第13条（業務継続計画の策定等）

- 一 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条（衛生管理）

感染症の予防及びまんえん防止に努め、併設事業所の感染防止に関する会議、感染対策の為の委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を策定し感染症の蔓延の状況に応じた対策を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質の向上に努める。

第15条（ハラスメント対策の強化に関する事項）

「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

第16条（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第17条 （その他運営についての留意事項）

- 一 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 二 当事業所の従業者及び他事業所の従業者についても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 苑田会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規定は、平成28年11月1日に改定する。

この規定は、平成29年3月1日に改定する。

この規定は、平成29年9月1日に改定する。

この規定は、平成30年4月1日に改定する。

この規定は、平成30年9月1日に改定する。

この規定は、平成30年11月16日に改定する。

この規定は、令和元年10月1日に改定する。

この規定は、令和3年3月1日に改定する。

この規定は、令和3年4月1日に改定する。

この規定は、令和3年8月1日に改定する。

この規定は、令和6年4月1日に改定する。

この規定は、令和6年4月28日に改定する。

料 金 表

※ 居宅介護支援費 I

居宅介護支援費 (i) (取扱件数 45 件未満)	要介護 1・2	月	12,380 円
	要介護 3・4・5	月	16,085 円
居宅介護支援費 (ii) (取扱件数 45 件以上 60 件未満)	要介護 1・2	月	62,01 円
	要介護 3・4・5	月	8,025 円
居宅介護支援費 (iii) (取扱件数 60 件以上)	要介護 1・2	月	3,716 円
	要介護 3・4・5	月	4,810 円

* 居宅介護支援費 I (ii)・(iii) については、介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 件以上 60 件未満及び 60 件以上の場合、45 件以上の部分について算定する。

◇初回加算

初回加算 3,420 円

(初回加算の算定要件)

- ①新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

◇入院時情報連携加算

入院時情報連携加算 I 2,850 円 (入院当日に情報提供。入院日以前も含む)

入院時情報連携加算 II 2,280 円 (入院後 3 日以内に情報提供)

◇退院・退所加算 (初回加算を算定する場合は算定しない)

◆カンファレンス参加なしの場合 (* 入院・入所中に 1 回が限度)

病院等の職員等との面談により必要な情報提供を受けた回数により下記の通り

1 回 5,130 円 2 回 6,840 円

◆カンファレンス参加ありの場合 (* 入院・入所中に 3 回が限度)

病院等の職員等との面談により必要な情報提供を受けた回数により下記の通り

連携 1 回 6,840 円

連携 2 回 8,550 円

連携 3 回 10,260 円

◇通院時情報連携加算 570 円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定

◇看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う

① 事業所お客様相談、苦情受付担当 星 裕明

電話 03-3885-0405

*当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

② 通常の事業実施地域の苦情相談窓口

(1) 足立区役所介護保険課事業者指導係 苦情相談窓口

住 所 〒120-8510 足立区中央本町1丁目17番1号 北館1階

電話 03-3880-5111(代)

(2) 基幹地域包括支援センター

住 所 〒121-0816 足立区梅島二丁目1番20号 (NTTビル1階)

電話 03-5681-3373

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談窓口

受付時間(土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

住 所 〒102-0072 千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11階

電話 03-6238-0177(直通)